

奈半利中学校



奈半利小学校

奈半利小学校



入学
おめでとうございます!!

- 新しく赴任された先生方のご紹介
- 町のニュース
- 議会だより Vol.136
- ヘルスマイト
- 中学校だより ほか

人口 / 3,471 人
男 / 1,607 人
女 / 1,864 人
世帯数 / 1,774 戸

平成26年5月31日現在

加領郷小学校



先生方のご紹介

いたします★

新
任
ご
挨拶



1年生担任
大坪 礎

加領郷
小学校

生まれも育ちも安芸市で、車で通勤しています。私の今までの勤務校は、馬路中、清水ヶ丘中、安芸中、室戸岬中、中芸育成センター、安芸市教育研究所、安芸中、安芸第一小、井ノ口小です。でも、初めて教壇に立ったのは、講師として勤務した安芸市立畑山小中学校です。全校児童生徒が5人でした。加領郷小学校は全校児童9人で、自分の原点に帰ったような気がして、うれしく思っています。小人数の良さを生かした活動で、子どもたちと一緒に成長していきたいと思っています。よろしく願います。



学習指導員
中村 友紀

はじめまして。学習指導員の中村友紀です。この春に大学を卒業したばかりで、4月から初めて学校で働いております。不慣れなことばかりですが、先生方に助けていただき、毎日頑張ることができています。小さな学校ですが、その分結束力が強く、学ぶところが多くあります。まだまだ未熟ですが、よろしく願います。



2年生担任
籠尾依理子

奈半利
小学校

この春から新たに採用となりました、籠尾依理子です。「奈半利町はどんなところかな」と、わくわくして来ましたが、すると、子どもたちが元気な姿で挨拶してくれたり、地域の方が温かく迎えてくれたり、奈半利小学校に着任できたことを本当に嬉しく思いました。新採用ということ、まだまだ至らないことも多々ありますが、子どもたちが元気で楽しい学校生活を送れるように、精いっぱいがんばってきたいと思います。どうぞよろしく願います。



教頭
大城 由美

奈半利
中学校

このたびの異動で、心の教育センターから転任してまいりました大城由美です。奈半利中学校では、平成6年度から9年間お世話になりました。11年ぶりの学校ですので、まだ慣れないことが多いですが、多くの方々から「帰ってきたねえ」「なつかしいねえ」と声をいただき、心強い限りです。奈半利中学校の9年間では、三者会や夏の陣、美化活動など、たくさんのお話を生徒や先生、地域の方々と一緒に体験することができ、それが今の自分の財産になっていると思います。奈半利中学校の生徒ひとりひとりが、楽しく安心して学校生活を送れるよう精いっぱいがんばりますので、どうぞよろしく願います。





新しく赴任された

★ よろしくお願

奈半利
中学校



2年生副担任
公文 理記

春の異動で、奈半利中学校に転任して来ました公文理記です。昨年度までは馬路中学校と馬路村教育委員会に勤めておりましたので、一日中子どもたちと一緒に過ごせる日々をとて新鮮に感じています。

担当教科は全学年の英語で、部活動は野球部です。微力ながら、母校である奈半利中学校の子どもたちのために、自分らしく、自分のでできることを精いっぱい、誠意を込めて頑張りたいと思います。

失敗をしたりご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、どうかよろしくお願



1年生担任
中平 晋輔

この4月より、安芸市立安芸中学校より転勤してまいりました。1年生の担任・全学年の理科・技術を担当させていただきます。部活動は、バスケ、トボール部の顧問として生徒と一緒に頑張つて活動していきたいと思



教育指導員
植松 理恵

はじめまして。この春の異動で室戸中学校から転任して来ました植松理恵です。

奈半利中学校、奈半利町教育委員会



支援員
谷崎 元氣

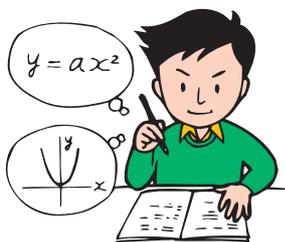
4月から奈半利中学校で



講師
門田 圭祐

4月から奈半利中学校に勤めさせていただくことになりました。講師の門田圭祐です。

奈半利中学校では3年団を担当し、授業は数学と体育の補助を担当させていただきます。明るく・元気をモットーに子どもたちとたくさん関わっていき



奈半利中学校・奈半利小学校・加領郷小学校

起震車による揺れ体験・煙体験

奈半利中学校は5月2日(金)、加領郷小学校は8日(木)、奈半利小学校は10日(土)に、中芸消防署のご協力で起震車による揺れ体験と煙体験を行いました。南海トラフ巨大地震の発生が予測されている中、児童・生徒たちはドキドキしながら、真剣に取り組んでいる姿が印象的でした。また、保護者や地域の方も一緒に起震車や煙体験に参加していただきました。



中学生の感想をいくつか紹介します。

【起震車による揺れ体験について】

- ・来るのが分かっていて不安の中でも安心があるが、本来はいつ来るか分からず、不安の中で暮らしていると思うた。
- ・家具が固定されていてあれなので本当の地震はすごいと思つた。
- ・地震対策をしないと多分死ぬ。



【煙体験】

- ・あれほど有害な煙があると思うとぞっとしました。
 - ・火事はとても怖いということは分かっていたけれど、煙を吸うと意識がなくなるといふのは知らなかったのでもとてもいい勉強になりました。
 - ・本当なら長時間いなければならぬので、ハンカチ、タオルを常に持って、移動したいです。
- 今後、児童・生徒たちが、自分を守りきる力を身につけるために防災教育に取り組んでいきます。



青年会カーブミラー清掃

5月17日(土)朝8時から、町内のカーブミラー清掃を行いました。

約2時間半にわたり、町内約80カ所のカーブミラーの清掃をさせていただきました。

町内全てとはいきませんでしたが、こつした活動を通じて、住民の方々に少しでも青年会の存在を知っていただけたら嬉しいです。

これからも、町内の各行事等で精いっぱい頑張りますので、奈半利町青年会をよろしくお願ひいたします。

★あなたも青年会の一員になりませんか？

もっと幅広く活動するため、奈半利町青年会ではメンバーを募集しています！

港まつり、町民運動会等、一緒にイベントを盛り上げていきませんか？

少しでも気になった方、まずはご連絡ください！

△連絡先▽

奈半利町教育委員会内

青年会事務局 浜渦まで

☎0887-3818188



3号津波避難タワーが完成

平成26年3月に、平松地区の子育て拠点施設(みんなのお家)敷地内に、工事費50・300千円をかけて第3号の津波避難タワーが完成しました。

この津波避難タワーは、鉄骨製で、高さ8.5m、避難場所の面積は2階収容部分と3階屋上部分を合わせて約150㎡で150人の収容が可能です。

避難時に必要な機材は、2階に保管もでき、入り口から3階屋上までの通路は車椅子でも避難できるようスロープ式となっており、ソーラー式照明も完備しています。



地域住民はもとより、災害弱者である児童等の避難場所を確保するために、子育て拠点施設(みんなのお家)敷地内に整備したもので、津波対策に大きく寄与するものと期待しています。

※入り口付近には、地震発生時(震度5弱以上)にセンサーが作動し、開閉する防災ボックスがあります。防災ボックスにはスロープ入り口、2階収容部分のカギが入っています。



防災関係の補助事業について

奈半利町では、来たるべく南海トラフ巨大地震に備え、住民の皆様のご自宅の耐震化やブロック塀耐震対策に併せて、本年度より、新たに老朽化木造住宅除却事業の補助制度を設け、受付を開始します。各補助制度の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

1. 住宅耐震化事業

○木造住宅耐震診断事業

昭和56年5月以前の旧建築基準で建てられた木造住宅を対象に、住宅の耐震診断の費用の一部を町が助成し、「耐震診断士」を派遣し、診断を行うものです。この診断により住宅の評点(耐震改修の目安)が通知されます。

※3,000円の個人負担が必要です。

○木造住宅耐震改修設計補助事業

木造住宅耐震診断事業を受診して、倒壊の恐れがあるとされた住宅(評点が1.0未満)を安全な住宅(評点が1.0以上)にする改修補強設計に対して補助をしています。

※助成額は、設計にかかった費用の5/6 上限額250,000円

○木造住宅耐震改修工事補助事業

この事業は、安全な住宅(評点が1.0以上)にする改修補強工事に対して補助をしています。

※助成額は、改修工事にかかった費用で上限額1,100,000円

2. ブロック塀耐震対策事業

避難路に面したブロック塀などで、地震等の揺れにより倒壊する恐れのある塀の撤去、または安全な塀(フェンスや生け垣)への改修に要する費用を補助します。

※助成額は、安全対策にかかった費用で上限額200,000円

3. 老朽化木造住宅除却事業(新設)

※7月から受付開始

倒壊や火災により周囲の住民に被害を及ぼす恐れのある老朽住宅(建築物)の除却を行う者に対し、予算の範囲内において、除却工事に要する経費の一部を補助します。

※助成額は、除却にかかった費用の4/5 上限1,600,000円

※当該住宅の取り壊し費用、廃棄物処分費用(家具の搬出、処分にかかる費用を含む)

◎申請手続等の詳細については、

奈半利町役場総務課(☎38-4011)までご相談ください。

中芸観光協議会だより

TEL 0887-38-3306 FAX 0887-38-3307
HP <http://www.chugeikanko.com/>
E-mail chugeikanko@gol.com

2014年6月発行

第1号

中芸観光協議会 会長

籠尾 信之

寒さの中にも野山や陽の光に春の訪れを感じるころとなりました。皆さんいかがお過ごしでしょうか？

中芸観光びらき「本気でほげな祭」



中芸観光びらき「本気でほげな祭」開催を祈念して中芸町村長による鏡開き



高知海洋高校 6代目ツナガールのマグロ解体ショーと盛り上げ隊



デハラユキノリ氏によるほげるライブペイントショー

皆様のご協力のおかげで3月21日(金) 奈半利港にて、中芸5力町村が集まったの観光びらきを無事盛況のうちに終えることができました。

ご協力いただきました皆さんにお礼を申し上げるとともに、無事に終了したことをご報告いたします！
寒い中、およそ2,500人の方にご来場いただき、今回の目標人数を達成いたしました。
今後とも、中芸観光協議会をよろしくお願いたします。



GW臨時観光案内所

今年も道の駅「田野駅屋」前で5月3日(土)～5月5日(月)の期間中、臨時観光案内所を開設いたしました。
3日間で延べ600人の方にご利用いただきました。



6

月

◆中芸地域内◆イベント情報

- 奈半利町海浜センター「海辺の自然学校」
シーカヤック・シュノーケリング体験／10月末まで
- 奈半利町…ごめん・なはり線記念イベント／7月6日(日)
ちびっこトライアスロン／7月27日(日)
- 田野町完全天日塩製塩体験施設
製塩施設では、見学・体験がお楽しみいただけます。 通年(火曜定休)
- 安田まちなみ交流館「和」…企画展『龍馬の時代は!』／7月22日(火)まで
- 安田町西島…しゃも闘鶏／6月29日(日)まで
- 安田町…唐浜駅まつり／7月5日(土) 予定
- 北川村「モネの庭」マルモットン
モネのマルシェ～ニンフェア編～／6月30日(月)まで
フラワーパレット～エテ編～／7月2日(水)～8月31日(日)
- うまじ温泉…バラ風呂／6月は毎週水曜日
- 馬路村魚梁瀬…フェスティバル魚梁瀬／7月19日(土)

7

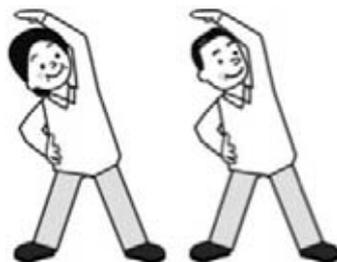
月

パワーリハビリテーション

パワーリハビリテーションとは

老化や障害により低下した身体や精神面の活動性を回復させ、自立心の向上と元気な時の生活に復帰できることを目指す運動プログラムです。

機械を使って行いますが、筋力増強トレーニングとは違い、軽い負荷の運動(お風呂に入るよりも少ない負荷です)を反復して実施することにより、運動性の低下を改善していきます。3カ月を1クールとして行います。その後は、地域の活動に参加し、運動の継続をしていきます。



- 対象者** ・ 障害により低下した運動機能の回復が望まれる方
・ 活動性の低下により外出が困難となっている方
・ ひとりで外出することが難しく、地域の集まりに参加できなくなっている方 など

場 所 なかよし交流館(田野町 福田寺となり)

曜 日 月・木コース 火・金コース

時 間 9:30~11:30

利用料 1回:500円



★高齢者のことならなんでもご相談ください★



中芸広域連合地域包括支援センター

田野町 1828 番地 6 (田野町役場東隣) ☎32-1244



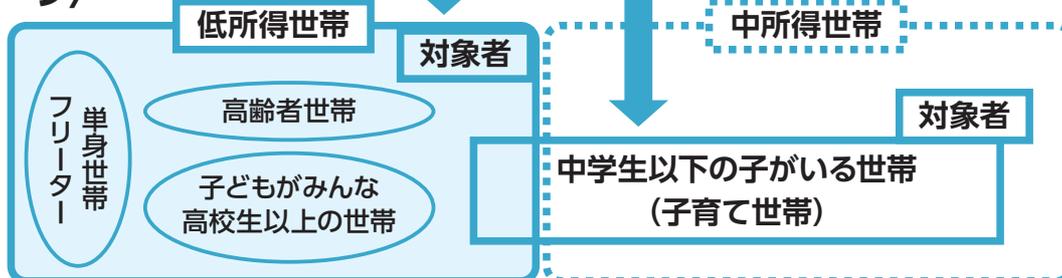
お知らせします。 2つの給付金。

臨時福祉 給付金

所得の低い方
の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯
の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施します。

※ 受給資格の有無を確認したい方は、次ページをご覧ください。

●「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

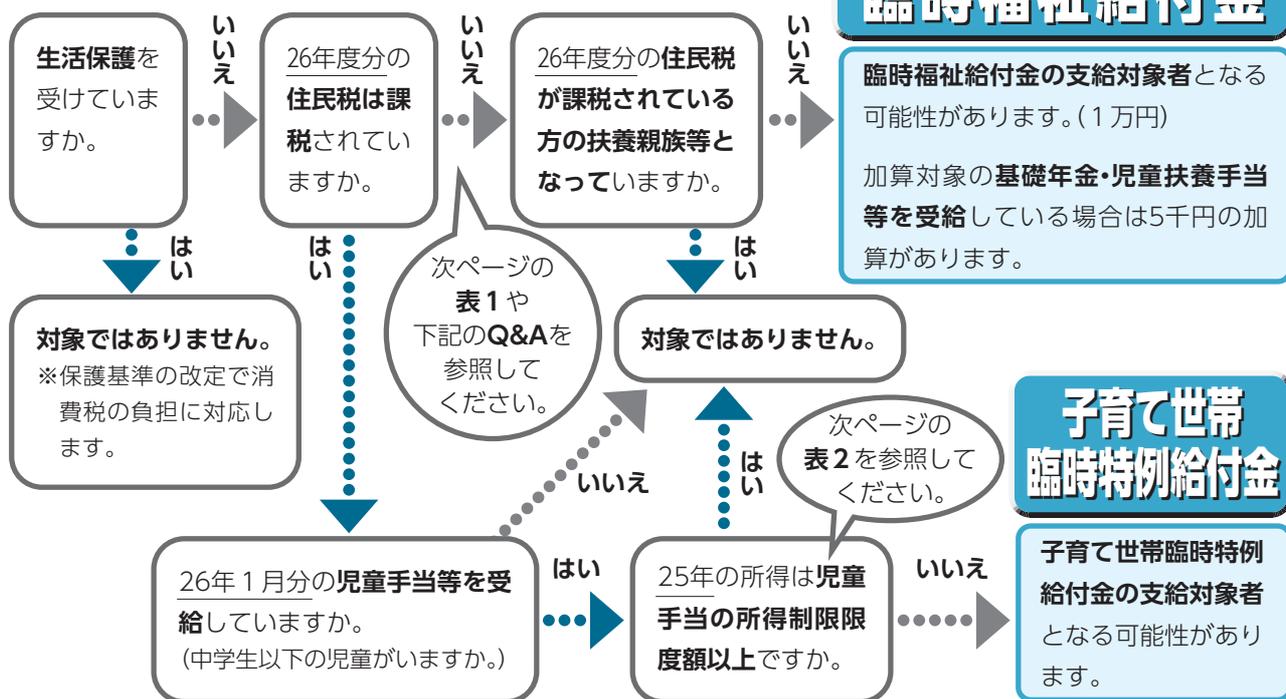
- 平成26年4月から消費税率は8%になりました。*
- 引き上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

この消費税率の引き上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として2つの給付金を支給します。

※平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、改めて経済状況を総合的に勘案した検討を行います。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は奈半利町役場または厚生労働省までお問い合わせください。

Q

自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A

平成26年度の所得については6月中旬頃決定されます。課税の場合は平成26年度町・県民税(住民税)の税額決定通知書(納税通知書)が奈半利町役場総務課から送付、またはお勤め先より配布があります。

町・県民税が非課税の方で臨時福祉給付金の支給要件に当てはまる方、または子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に当てはまる方について、6月下旬より申請のご案内をお届けします。公務員の方で子育て世帯臨時特例給付金を受給できる方は、お勤め先から申請書等がお手元に配布されます。

Q

基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

A

今回の2つの給付金は基準日(平成26年1月1日)時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q

基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

A

[臨時福祉給付金]

基準日(平成26年1月1日)に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

[子育て世帯臨時特例給付金]

基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。

1

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成26年度分の**住民税が課税されていない方**が対象です。
ただし、〔・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合〕
〔・生活保護の受給者である場合 など〕は除きます。

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

(※1、※2以外に対象となる年金または手当の詳細につきましては、お問い合わせください。)

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)

(公的年金等受給者)

区分	非課税限度額 ※ (給与収入ベース)
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.2万円
夫婦子2人	209.9万円

区分	非課税限度額 ※ (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

※生活保護基準の3級地(奈半利町)における非課税限度額。

2

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の**児童手当・特例給付※**を受給
- ②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**(表2の限度額目安未満かどうか)
※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童

ただし、〔・「臨時福祉給付金」の対象となる児童〕
〔・生活保護の受給者となっている児童 など〕は除きます。

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**

表2 【児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

申請方法

- **申請先**：奈半利町役場 総務課「臨時福祉給付金」窓口
住民福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
平成26年1月1日時点で住民票が奈半利町にある方が対象です。
- **申請期間**：平成26年7月1日（火）～10月1日（水）
（予定）
- **提出書類**：申請書及び本人確認・指定した口座が確認できる書類の写し等

本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード等の写し
「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご 注 意

- 受け取ることができるのは**どちらか1つ**の給付金です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で奈半利町に**住民票がない方の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても奈半利町で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに奈半利町にお住まいの方については、奈半利町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。奈半利町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 老齢基礎年金など、**臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求**が可能で、まだ行っていない方は、**平成26年9月30日までに裁定等の請求**を行っていただく必要があります。
※10ページの加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

問い合わせ先

● 申請方法に関するお問い合わせ

奈半利町役場 「臨時福祉給付金」窓口 電話：**0887(38)4011**
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 電話：**0887(38)4012**

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：**0570(037)192**
みな いいきゅうふ



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

40歳～74歳の奈半利町国保に加入の皆さまへ

特定健診を

受診しましょう

■特定健診とは…

この健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群の人を見つけ、生活習慣病を予防するための健診です。（結果に応じて特定保健指導を行い疾病予防に努めます。）

▼対象者

・奈半利町国民健康保険（国保）に加入している40～74歳の人
※本年度中に40歳に到達する人（昭和49年4月1日～昭和50年3月31日生まれの人）も対象となります。

▼必須検査項目

- ①問診
- ②身長・体重・腹囲測定
- ③血圧測定
- ④肝機能検査
- ⑤血中脂質検査
- ⑥血糖検査
- ⑦尿検査
- ⑧視診・聴診・触診

▼料金

・無料

▼持ち物

- ・国民健康保険証
- ・特定健康診査受診券（紫色）

▼受診方法

「集団健診」、「個別健診」のどちらかを選んで受診してください。

※人間ドックも特定健診受診券が利用できません。

受診券は、集団健診終了後の8月下旬に郵送します。
※病院受診等で受診券が必要な方はご連絡ください。



■集団健診

◆とき

8月4日（月）
 8月5日（火）
 12月7日（日）※午前のみ

◆ところ

奈半利町保健センター

◆中芸5力町村ごこの健診会場でも受診できますので、健康力レシダーをご確認ください。
 ※事前に申し込みをお願いいたします。

■個別健診

◆とき

希望する時期に受診できます。

◆ところ

県内の登録医療機関で受診できます。

※医療機関での受診に際しては、予約等が必要な場合があります。

※詳細は役場住民福祉課までお問い合わせください。

◆持ち物

- ①保険証
- ②受診券

★より多くの人に

健診を受けていただくために

特定健診を申し込みされていない人を対象に、電話や訪問によるご案内をさせていただきます。

★75歳以上の人へ

対象者の方へ、水色の封筒で後期高齢者医療制度による健康診査の受診券と案内が届きます。

★国保以外の保険に

加入している人へ

特定健診・特定保健指導は、各医療保険者に義務づけられています。

受診を希望する人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ先

奈半利町役場住民福祉課

☎ (38) 8181

奈半利町保健センター

☎ (38) 3451

平成26年度当初予算可決

一般会計歳入歳出総額

26億9,200万円

(前年度比 23%増)

総務費(情報通信基盤整備、選挙等)	4億1,711万円
民生費(高齢者福祉、児童福祉等)	5億3,651万円
衛生費(ごみ処理施設負担金等)	2億4,452万円
農林水産業費(一次産業対策等)	5,900万円
商工費(観光拠点整備等)	7,771万円
土木費(住宅リフォーム支援等)	3億0,589万円
消防費(住宅耐震・家具転倒防止対策等)	3億0,146万円
教育費(子育て支援・海外派遣等)	2億1,822万円
その他(議会費、公債費、基金費等)	5億3,158万円

議会だより

VOL.136

平成26年度各会計当初予算

会計名	当初予算額	前年度当初	増減額	採決結果
一般会計	26億9,200万円	21億8,800万円	5億0,400万円	賛成者全員
特別会計				
国民健康保険	5億7,972万円	5億9,476万円	△1,504万円	賛成者全員
簡易水道	1億4,487万円	1億3,315万円	1,172万円	賛成者全員
漁業集落排水	1,100万円	1,071万円	29万円	賛成者全員
後期高齢者医療	5,750万円	5,581万円	169万円	賛成者全員
合計	34億8,509万円	29億8,243万円	5億0,266万円	

平成25年度 補正予算

一般会計 消防費等 6,644万円を追加

会計名	既定予算額	追加予算額	予算総額	採決結果
一般会計	28億4,722万円	6,644万円	29億1,366万円	賛成者全員
特別会計				
国民健康保険	6億1,238万円	△2,925万円	5億8,313万円	賛成者全員
簡易水道	1億3,121万円	△160万円	1億2,961万円	賛成者全員
漁業集落排水	1,155万円	△100万円	1,055万円	賛成者全員
後期高齢者医療	5,626万円	250万円	5,876万円	賛成者全員
合計	36億5,862万円	3,709万円	36億9,571万円	

●平成26年 第1回定例会（3月）

3月定例会は、3月7日に開会し、町長からの行政報告の後、条例案件8件、指定管理案件1件、広域連合規約案件1件、予算案件10件を原案どおり可決し、12日に閉会した。

一般質問には4人が登壇し、社会保障、防災関連、環境問題などについて執行者の考えを質した。

主な行政報告（要旨）

○学校施設の太陽光発電設備

奈半利中学校の太陽光発電設備設置工事（工事費4、242万円）と空調設備設置工事（工

事費1、655万円）が完成。この太陽光発電設備で50キロワットの発電が可能となり、生徒の環境学習にも役立てたい。今後も学習環境の改善に努めていく。



▲太陽光発電（校舎屋上に設置されたソーラーパネル）

○南海トラフ地震対策

地震対策関連工事の八幡様避難路が12月、加領郷小西避難路が2月にそれぞれ完成した。また、六本松地区避難路整備

工事を12月に、津波避難路誘導灯設置工事（Ⅲ工区）を1月に発注した。

11月に発注の津波避難路誘導灯設置工事（Ⅰ工区、Ⅱ工区）、3号津波避難タワー建設工事、町営住宅の津波避難ビル整備工事は現在施工中で、いずれも3月下旬の完成を目指す。

平成25年度の住宅耐震化補助事業の実績は、2月末現在にお



▲津波避難ビル（町営住宅に整備された外付け階段）

いて、耐震診断10件、耐震設計7件、耐震改修工事7件、ブロック塀改修1件。事業の必要性、重要性等を周知し、南海トラフ地震に備えていきたい。

○なはり健康ウォーク 2013年度

3月3日、住民ボランティアの協力のもと、なはり健康

ウォーク2013年度を開催、多くの住民の参加を得た。今年は例年と趣向を変え、「アロマのお話」と「おひなさまウォーク」を実施。ストレス解消等に効果のある「香り」の話や、アロマづくり体験を行った。また、日頃の運

動不足解消と健康管理を目的に約1時間近く、「土佐の町屋雛祭り」のコースを散策の後、食生活改善推進員による栄養バランスのとれた健康食の試食も行われ、参加者が自分の健康について考える有意義な一日となった。



▲健康ウォーク（町並みを散策する参加者）

中芸広域連合での取り組み

○消防・救急業務

消防庁舎建設は、庁舎本体の実施設設計について設計業者や審査機関と最終の協議を行っている。また、発注方法等については、消防庁舎検討委員会で協議を行っている。

消防救急デジタル無線整備は、無線局設置計画を申請中で、平成26年度完成に向け準備を進めている。

消防業務は、1月末現在、火災は6件、昨年度同期に比べ5件の増。

救急業務については、昨年度同期に比べ、出動件数で77件、搬送者数で72人の大幅増。搬送者は65歳以上の高齢者が68%。搬送先は72%が管外への搬送。

○介護保険業務

運営状況については、12月末現在、要介護（要支援）認定者数843人、居宅サービス利用者数431人、地域密着型サービ

ス利用者数78人、施設サービス利用者数172人。給付費の状況は、月平均107、081千円で推移。対前年度比で1.1%の減。予防給付のケアマネジメント業務は、要支援認定者は178人。うち介護予防支援計画作成件数は75件。

○広域観光業務

中芸観光協議会で、中芸地域ならではの食の開発に向けた講演会を実施。また、観光従事者のおもてなしの向上や、観光ガイドの研修会、観光講座を開催。今後は、観光客誘致のため、観光PR用の「観光素材集」の作成を進めていく。

3月21日の中芸観光びらき「本気でほげな祭」の開催に向け、集客2、500人を目標に準備を進めている。また、平成27年度に東部地域で地域博覧会が開催されることを受け、中芸推進委員会を立ち上げ、現在検討を進めている。

○その他

保健福祉、火葬場の広域行政

に係る各業務の取り組みの報告が行われた。

案件

◆条例

○奈半利町地域経済活性化基金

条例

地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的に地域の元気臨時交付金の交付を受けて行う事業を実施するための基金を設置するもの。

賛成者全員（可決）

質疑

問 財源となる地方交付税特別枠の余剰金100万円の用途は。

答 津波避難関係、ガードレール等、交通安全施設に充てる計画。

○奈半利町教育振興基金条例

児童・生徒の学習環境を確保すること、学力の向上を図り、地域の将来を担う人材を育成するための基金を設置するもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

公営住宅法の改正に伴い、奈半利町営住宅の設置及び管理に関する条例第6条に定める入居者の資格のうち、特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合の収入基準額を改正するもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町津波避難タワーの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

奈半利町第2号津波避難タワー及び第3号津波避難タワーの建設に伴い、条例を改正するもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町給水条例の一部を改正する条例

消費税率の改正に伴い水道料金を改正する条例を定めるもの。

賛成者多数（可決）

質疑

問 消費税増税は社会保障の充実が目的と言われているが、見解は。

答 均等に応分負担したあく考えのものと増税であると認識している。国に目的に沿った活用を願う。

○奈半利町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

消費税率の改正に伴い下水道料金を改正する条例を定めるもの。

賛成者多数（可決）

○奈半利町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

る条例

55歳を超える職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について定めるもの。

賛成者全員（可決）

質疑

問 職員の勤務評定の運用方法及び評定者は。

答 奈半利町人材育成人事考課規定に基づき、評価結果を5段階に適用し、昇給等を判断する。各担当課長の評価を基に副町長が評価し、町長が最終決定を行う。

○奈半利町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

平成25年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、社会教育法においても社会教育委員の委嘱の基準等が条例に委任された。その後、「参酌すべき基準」が文部科学省令で制定され

ため、条例改正を行うもの。

賛成者全員（可決）

◆指定管理

○奈半利町海浜センターの指定管理者の指定

奈半利町海浜センターの指定管理者の指定について、なほり観光文化協会に指定しようとするもの。

賛成者全員（可決）

◆規約

○中芸広域連合の処理する事務の変更及び中芸広域連合規約の変更に関する協議

「全国健康福祉祭」つち大会が終了したことに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、中芸広域連合の処理する事務及び規約の一部を変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるもの。

賛成者全員（可決）

◆陳情

○「特定秘密保護法の撤廃を求める意見書」決議の陳情

賛成者少数（不採択）

○「4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書」採択の陳情

賛成者少数（不採択）

○「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める意見書採択の陳情

賛成者全員（採択）

◆意見書

○「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める意見書

提出者 森岡昌敏 議員

賛成者全員（可決）

委員会調査活動報告

それぞれ委員会所管する事務事業担当課から調査事件に係る資料提出及び経過・状況等についての説明及び報告を受け、協議、審査を行った。

総務民生常任委員会

(1) 高齢者対策関連事業の概要調査 (2月18日)

住民福祉課及び中芸広域連合担当課から関連事業の概要説明を受け、調査を行った。

① 国の高齢者福祉対策の動向

地域包括ケアシステム、介護保険事業、介護予防、介護支援等高齢者対策事業の推進。

② 高知県の高齢者福祉対策

ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の推進。高齢者のみにとらわれず、

支援の必要とする人を地域で支え合う官民一体の地域コミュニティの再生、構築。

③ 奈半利町の高齢者福祉対策

あつたかふれあいセンター事業、介護保険制度（介護サービス）、地域包括支援センター事業、見守りネットワーク、福祉電話等。

(2) 委員会に付託された事件の審査 (3月10日)

① 平成26年第1回定例会議案第20号平成26年度「奈半利町一般会計当初予算」について

地域振興常任委員会とともに連合審査を開催。執行部出席のもと、審査協議を行った。結果、「可決すべきもの」と決した。

② 「特定秘密保護法の撤廃を求める意見書」決議の陳情について

いつ

法律が制定され、運用方法は不透明であるが現時点で住民に直接的な影響は考えにくいことから「不採択とすべきもの」と決した。

③ 「4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書」採択の陳情について

4月からの実施に向け、既に事務手続きなども進められており、中止されることは考えにくい。ため、「不採択とすべきもの」と決した。

④ 「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める意見書採択の陳情について

原発事故が起きれば、その地域住民の生活、財産、健康を奪うこととなる。絶対的な安全性を確保する必要があることから「採択すべきもの」と決した。

議会運営委員会

(1) 委員会に付託された事件の調査 (3月4日)

① 平成26年第1回定例会の会期について

定例会会期については、総務課長より提出議案についての説明を受け協議を行い、会期を5月7日から12日と決した。

② 議会の活性化について

これまで議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が行わなければならない責務等を定め、町民に信頼される議会運営を目指し、このことを条例に明文化することを目的に議会活性化に係る8項目を定め、調査・検討を行ってきた。その経緯を基に協議を行った結果、議会運営基準、議会基本条例の制定には、議員全員が十分な理解を得ることが必要であり、そのためには、いまだ時間を要するものと判断、本任期中における議会の活性化8項目の調査・検討については終了することとした。

訂正

議会だより3月号に掲載の次の案件に係る表決結果に誤りがありましたので訂正いたします。

○奈半利町農機具保管庫倉庫の設置及び管理条例の一部を改正する条例

○安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更について

○町有財産の無償譲渡

○安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務変更に伴う財産処分について

正…賛成者全員 (可決)

誤…賛成者多数 (可決)

震災に備え、高台の荒廃した土地を整備する考えは

今後の大きな課題である／総務課長



一般
質問

いじはどいする

被害を最小限に防ぐ備えを

問 百年に一度と言われる震災に向け、県において奈半利港に3・5mの堤防をつくる計画を立てている。これは津波から避難するための時間を稼ぐためのものと思うが、大いに実行に向けてほしい。県東部においては、高さ不足の堤防は全体の約24%あると説明を受けたが、宮城県において数多くの被災地を視察したが想像を絶することが起きていた。

被害をいかに最小限に防ぐか。そのための備えがより大事だと感じた。いつ起こるか、来るのか分からない震災。津波が襲来した後、被災地域の人々はどこに行けば良いのか、どうすれば良いのか分からないと思うが、2月27日の高知新聞に、「文科省も津波対策で学校の高台移転、高層化を地方自治体に促す方針を決めた」との記事があったが、本町もこれに乗り、早期に実行に取り掛かるべきだと

思う。

近年、本町には数多くの荒廃した土地が見受けられる。震災に向け、その土地を住民の避難場所や仮設住宅の候補地として調査を行い、確保し、高台への住宅用地整備を早期に検討し国・県に働きかけをすべきと思う。そのために道路を早期開通すること、道路が広く開通すれば自然に住民の方は、高台に移転すると思うが。

整備計画を立てるとともに検討していきたい

答 太田総務課長

東日本大震災の発生を受け、当町では南海トラフ地震対策を町行政の最重要課題の一つとして位置付け、その対策に取り組んでいる。

その取り組みとして、一時避難場所となる津波避難タワーを6基、町民会館などの公共施設を利用した避難ビル8棟の整備を進めており、高台への避難路の整備についても、各地区の自主防災組織と協議を重ね、順次整備を進めている。併せて主な避難路にソーラー方式の津波避難誘導灯や蓄光看板の設置工事も本年度に施工し

ている。また、国・県の支援、補助により奈半利港内への内堤防の建設事業にも着手できることとなった。

今後は、高台に避難所や仮設住宅などの用地の確保とその整備が大きな課題となってくる。そのため、高台の用地の選定については、愛光園周辺などを候補地とし、発災後の利便性等を考慮し、

震災に向け整備を進める

答 齊藤町長

防災拠点施設を兼ねた避難所や仮設住宅用地等の整備計画を立て、議員方々とともに検討していきたいと考えている。

震災に向け、避難場所や避難生活ができる条件整備を今後も進めていきたいと考えている。また、現在整備中である道路網の整備についても早期の完成を目指していきたい。



介護保険改悪は絶対許せない



今後、国の動向を注視していく／住民福祉課長

介護保険改悪はどうなる

問 介護保険法を改悪し徹底した介護給付の削減と容赦ない負担強化を狙っている。

最近急速な高齢化が進み、特に独居高齢者、認知症の高齢者の増加に伴い、介護保険の充実は一層大切になってきている。経済的には年金の引き下げ、重税、物価高、消費税8%4月実施を控え、住民の暮らしは大変だ。介護保険改悪は絶対許せない。

要支援1・2、訪問介護や通所介護を介護保険制度から切り離し、市町村事業に移す。

特別養護老人ホームの入所を原則「要介護3」以上に限定する。単身高齢者（年収280万円以上）などのサービス利用料を2割負担に、施設入所者（単身で貯金1千万円以上）の居住費、食費補助（補助給付）の縮小。

介護保険の大改悪だ。どのように対応するか。

要支援1・2の現水準のサービス利用は可能、重度の待機者が多数あり軽度の要介護者は入所困難

答 濱内住民福祉課長

要支援者はその状態によって訪問介護、訪問看護などの給付での利用が可能であるので問題は無いと考えている。

特別養護老人ホームについては改正案ではホームの新規入所者は原則要介護3以上に限定するとされているが、要介護1・2であってもやむを得ない事情がある場合、特例的に入所を認めることが適当であるという答申がなされている。愛光園でも待機者が100人以上いる状態では軽度の要介護者が入所することは大変困難な状況であると思われる。

預貯金、資産状況に応じて利用料を決定する案については、預貯金、資産等の調査対応不可と回答している。今後、国の動向に注目していきたい。

保険料値上げと認知症支援策は

問 介護保険6期が27年から3年間で始まることになっている。保険料の値上げが予想されるが見通しは。

認知症の人や家族に対して早期に支援を行うため「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推

進委員」の増員など認知症の支援策が実施するとされている。どのように取り組みを強化するか。

保険料の値上げは行わない、医療、介護、生活支援の連携により包括支援体制整備を図る

答 濱内住民福祉課長

保険料改定については財政調整基金の取り崩しを行う予定であり、6期中に行わないと聞いている。

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域のいい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、これまでのケアの流れを変え認知症のケアパスの作成、普及を目指していきたいと考えている。

また医療、介護との連携を図り、地域包括支援センターを中心に地域での日常生活、家族の支援強化を図っていききたいと考えている。

議会を傍聴してみませんか！

どのように会議を行っているのか、直接その様子を見たり、聞いたりできます。ぜひ傍聴に足をお運びください。

場所は、役場3階です

詳しくは、議会事務局：☎38-8183まで



奈半利川水系のダムの安全対策について問う

国の検討状況を注視し結果を説明する／町長



ダムの耐震性の公表を

問 東日本大震災の教訓を受けて、南海トラフを震源とする巨大地震の被害想定に対する地震対策が強化され実施されている。奈半利川水系に魚梁瀬ダム、久木ダム、平鍋ダムがあるが、このダムの耐震性について明確な説明がされていない。

ダムの地下にある断層が、南海トラフ巨大地震によって地盤をずらす可能性のある断層がありはしないか、また地盤のずれでダムが崩壊しないか、ダムの耐震性について最新の科学的知見を取り入れた調査の実施とその結果を公表することを高知県及び電源開発へ要求してはどうか。

耐震性について検討中とのこと

答 齊藤町長

奈半利川水系のダムの堤体の耐震性について、平成17年度魚梁瀬ダム、平成22年度久木ダムの堤体の耐震性は十分有していることを確認している。平鍋ダムは、今年度確認中であるが、南海トラフ巨

大地震を想定したダムの耐震性や安全性について、東日本の大地震後電源開発に対し再三説明を求め、高知県を通じて申し入れも行った経過もあるが回答がない。南海トラフ巨大地震に対しては、国の検討状況を注視しているところであるが、概略検討として公開された地震波に基づき、ダムの耐震性を検討しており、結果がまともり次第説明をするという回答である。

災害時のシミュレーションを

問 3カ所のダムが崩壊したことを想定し、下流町村の奈半利川の状況がどのようになるかシミュレーションを行って、その対策を講じる必要があると思うがどのように考えるか。

災害時のマニュアル整備は必要

答 齊藤町長

ダムの崩壊対策を講じる必要があり、電源を失つなどの状況で通信が確保されない場合、山の崩壊などにより道路が通行できない場

合、ダムが被災した際の下流町村への情報の伝達など、事業者である電源開発がやらなければならぬ対策、下流町村として実施しなくてはならない対策を協力してマニュアルの整備やハード整備をする必要がある。

被害対策について協定書を締結しては

問 ダムの設備管理体制で、運用またはダムの操作を人為的な過ちによって下流に被害が生じた場合

は、その被害対策について、高知県及び電源開発が責任を持って対応するという協定書を締結してはどうか。

事業者として責任ある対応をすべき

答 齊藤町長

被害対策協定の締結は難しいとの回答であるが、下流域に被害が発生した場合、原因者負担の原則で、事業者として責任ある対応を実施すべきである。



ふるさと海岸の植栽管理、赤土の流出について問う

管理者と協議し、早急に対応を／地域振興課長補佐



担当課は月数回見回りを防風林の管理を問う

問 中若5カ町村が連携を組み、観光面には特に力を入れ、奈半利町においても町長を先頭に地域おこしに積極的に取り組んでいる。ふるさと海岸では、交流人口拡大イベント「ちびっ子トライアスロン」が今年で4回開催され、また、海浜センターでは、サンゴ観賞のためのシュノーケリングやシーカヤックなど、ふるさと海岸を活用した観光振興事業を行っている。

答 しかし、数年前から幹回り60cmほどの松などの植木が枯れ、倒れるなどし、数年間も散歩道をふさいだり、マツクイムシなどの害虫被害による枯れた松など30数本も見受けられる。また、60cmほどの盛土をして植栽した垣根などが腐った後、それを取り除かれたことで赤土が流出、水路から海に流れ出したり、植栽の根や散水用の水道パイプが幾力所も露出したりしている。長雨が降る6月の梅雨時には、海浜センター付近の海は、流出した赤土で濁り、それが悪影響し、サンゴや漁業を営む人たちにも被害が出ているとの話も

聞く。早く元の状態にするべきと思うが、その取り組みを聞く。

松の葉が落ちてしまい、枝が落ちる状態まで放置され、管理ができていない。担当課は定期的に毎月見回り、危険な箇所を早期に見し対策を取るべきと考えるがその取り組みは。

定期的に取り組む

答 久武地域振興課課長補佐

ふるさと海岸植樹帯は、県の施設であり、県と町が協定を結んで簡易な剪定等は町が行っている。

また疫害虫による枯木や台風等による倒木などは、県が対応している状況である。高知県安芸土木事務所でも松枯れ防止剤注入や枯れ松撤去等を計画し、平成26年1月に入札が実施され、この3月末までには事業を完了する予定となっている。

月例庁議で対応を始め

答 齊藤町長

ご指摘のような危険箇所等についての早期対応については、日頃からの努力をしていくことが必要で

あると考えている。

現在、地域担当職員の受け持ち地域や、出勤時、あるいは日常の活動の中で気付いた町内の問題点を月例庁議において対応策等を検討していくことを始めている。

特にふるさと海岸については、素晴らしい景観で他にない奈半利町の大きな財産と考えている。皆が憩えるふるさと海岸としていきたい。

赤土の流出を早期に止める対策を

問 土を盛り上げた垣根、それなども当時は杉でくくって溝から約60cmほどの高さまで上げて土盛りをしてあったにもかかわらずそれを除き、その後、まったく対策がされていないために、その赤土が広い所では1m近くも削られ、溝に流出。雨になれば海が赤く染まるような状態になっている。その柵を除いたら土が流れ出るということも県も当然分かるはずだ。漁業者にも被害が出ているし、観光面ではサンゴの育成にも影響が出ている。そのような状態になっているにもかかわらず、その対策が取られていない。柵を早期に戻す

取り組みをすべきと思うが。

安芸土木事務所と早急に対応を考え取り組み

答 久武地域振興課課長補佐

ご質問の赤土流出対策については、ご指摘のとおり老朽化した木柵等を撤去した箇所での土の流出や散水用の給水管が露出している箇所が見受けられる。これに関しては今後安芸土木事務所と協議を行って平成26年度事業で早急に対応していきたいと考えている。

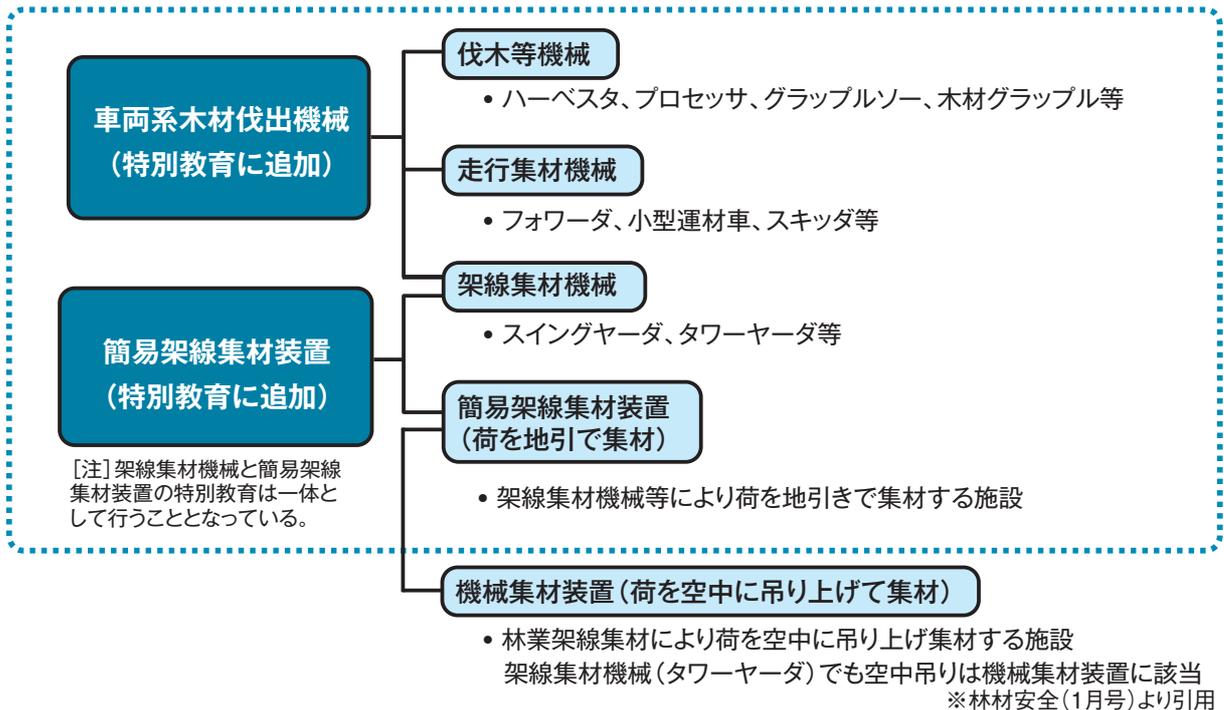


「労働安全衛生規則の一部改正」に伴い 車両系木材伐出機械等の特別教育が新たに設けられました

厚生労働省は、平成25年11月29日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令125号）を公布しました。

この改正に伴い、事業者が「伐木等機械の運転の業務」「走行集材機械の運転の業務」「簡易架線集材装置の運転または架線集材機械の運転の業務」に労働者を就かせるときは、特別教育の実施が義務付けられました。（※この他にも機械等に関連する条項が設けられましたので、詳細については省令等をご確認ください。）また、この改正と合わせて安全衛生特別教育規程の一部改正（平成25年厚生労働省告示第363号）も行われ、それぞれの運転業務に係る特別教育のカリキュラムも規定されています。

1 特別教育が追加された機械等の体系について



2 各特別教育のカリキュラムについて

特別教育の区分	学科教育科目(時間)	実技教育科目(時間)	合計時間
伐木等機械の運転	伐木等機械に関する知識 等 (6時間)	伐木等機械の走行の操作 等 (6時間)	12時間
走行集材機械の運転	走行集材機械に関する知識 等 (6時間)	走行集材機械の走行の操作 等 (6時間)	12時間
簡易架線集材装置の運転または架線集材機械の運転	簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識 等 (6時間)	簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作 等 (8時間)	14時間

3 その他

- (1) 特別教育に係る条項の施行日は「平成26年12月1日」です。事業者は施行日までに従事者に対して上記カリキュラムに基づく特別教育を受講させる必要があります。
- (2) 特別教育の実施については、高知県林業労働力確保支援センター等にて、実施体制が整い次第、開催される予定です。
- (3) 関連する受講済みの教育等及び運転業務の経験により、特別教育科目の一部が省略されます。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等であることが条件です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。



国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成25年度に保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成26年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成26年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

■お問い合わせ先
南国年金事務所(088-864-1111)



奈半利町 新規狩猟者確保事業費補助金のお知らせ

1 目的

有害鳥獣捕獲の現状として、これまでの対策で捕獲数は一定増加したが被害額は高止まりしており、さらなる捕獲頭数の上積みには、捕獲の担い手である狩猟者の確保が不可欠であります。今後、高齢化による大幅な狩猟者の減少が見込まれることから、狩猟免許及び銃所持許可取得のための経費への支援を実施し、捕獲の担い手を確保し、持続的な個体数調整を目指すものであります。

2 補助対象

奈半利町内に在住し、**奈半利町が実施する有害鳥獣の捕獲に従事もしくは協力する旨の確認がとれた者(中芸猟友会の証明書が必要)**

3 補助対象経費及び補助上限額

- (1) 一般社団法人高知県猟友会が実施する初心者講習会(狩猟免許試験合格のための事前勉強会)の受講料
**狩猟免許試験合格者1人に対して
7,000円以内**
- (2) 公安委員会が実施する猟銃所持許可申請に係る射撃教習の受講に要する経費
**猟銃所持許可取得者1人に対して
37,000円以内**
ただし、過去に射撃教習を受講していない者。

●お問い合わせ先 地域振興課 TEL 38-8182



被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図ろうとするものです。

宅地の危険度判定は、市町村災害対策本部の下に設置される被災宅地危険度判定実施本部が行いま

す。その結果は危険度に応じ三つに区分され、下記のステッカーを現地の見やすい場所に貼ることによって、当該宅地の所有者だけでなく近隣住民、付近を通行する方にも注意を呼びかけます。

住民の皆様には、制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

判定ステッカー



危険宅地 (赤)
この宅地に入るとは危険です。



要注意宅地 (黄)
この宅地に入るときは十分に注意してください。



調査済宅地 (青)
この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

●お問い合わせ先 総務課 TEL 38-4011



不法投棄は犯罪です!

決められた処分方法に従わずにごみを捨てる「不法投棄」は周囲の景観を損なうほか、重金属などの有害物質による土壌や地下水の汚染の原因にもなるなど、環境衛生に悪影響を及ぼします。

町内の山林やため池への投棄などは、近隣に住む方にとって大変な迷惑となります。

不法投棄は犯罪です。不法投棄をした人は、

**5年以下の懲役もしくは
1,000万円以下の罰金(または併科)**

となります(未遂も処罰の対象です)。

不法投棄が行われている、あるいはしようとして

いるところを見かけたら、警察にご通報ください。

その際、発見した日時、場所、不法投棄された物の種類や量・特徴、不法投棄に使われたトラックなどの車両の色やナンバーなど、分かる範囲の情報をお知らせください。

不法投棄された物を発見した場合は、住民福祉課 TEL 38-4012 へご連絡ください。

その際、不法投棄に関する情報(発見日時、具体的な場所(町名、番地、目印となる建物など)、不法投棄された物の種類や量・特徴や周囲の状況など)をお知らせください。



ゴミ出しのルールを守りましょう!

燃やせるゴミや燃やせないゴミの中に、資源ゴミが混入しているものや、一般ゴミについては、奈半利町の指定ゴミ袋へ入れずに出しているものが見られます。ゴミは収集日当日の午前7時30分までに、決められた収集日、収集場所に正しく出してください。前日の夜や収集後には出さないようにしてください。

また、奈半利町クリーンセンターでは年末年始を除き、祝日でも一般ゴミの収集を行っています。

ゴミの分別はゴミ減量の大きな力となっています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



●お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 38-4012

おうち文庫に来ませんか？

おうち文庫では、皆さんに楽しく本を読んでもらうために、読み聞かせボランティアさんが、毎週土曜日に紙芝居や折り紙教室、本の貸し出しなどを行っています。

- *開設日 毎週土曜日 午後2時～午後6時まで
- *場所 奈半利町乙1779番地1
みんなのおうち 内



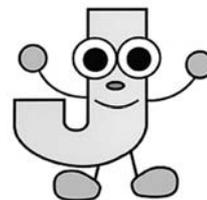
みんなのおうちに通っていない子どもでも、もちろん大人の方でも利用することができます。ぜひ親子でご来館されて、お子さんに本を読んであげてください。読書を通して親子の絆をより深めていただきたいと思います。ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

●お問い合わせ先 奈半利町教育委員会 TEL 38-8188

『ジョブカフェこうち』 若者のための、「高知県就職支援相談センター」

これからについて、仕事について、一緒に考えてみませんか。

- 就職相談(原則予約制)
キャリアコンサルタントが就職活動全般について、個別に相談に応じます。履歴書、面接などのアドバイスも行います。
- しごと体験講習 (短期間の就労体験で就職を応援)を活用してみませんか。
- 就活セミナー 職業適性検査も行います。



●お問い合わせ先 高知県就職支援相談センター「ジョブカフェこうち」

TEL 088-802-2025

高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル(アーケード内)

開所時間…10:00～19:00(年末年始は除く)

平成26年度『自衛官募集』案内

募集種目	資格	受付期間	試験日
自衛官候補生 男子	18歳以上27歳未満の者	年間を通じて行っています。	受付時にお知らせします。

※平成27年3月高等学校卒業予定者のための採用試験は、原則として平成26年9月16日以降になります。

詳しくは

自衛隊高知地方協力本部 安芸地域事務所

までご連絡ください。

安芸市本町3丁目11-5 (Smile Aki前2F)

TEL 0887-35-2749

URL <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

携帯サイト <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/itop.htm>



認定こども園なはり便り

幼稚園 保育所

新しい生活がスタートしました! 「ようちえん・ほいくしよはたのしいな♪」

認定こども園なはりでは、幼稚園・保育所ともに4月から新しい生活がスタートしました。幼稚園は年少たんぽぽ組14人、年中ひまわり1組15人・2組14人の計29人、年長さくら組19人のクラス編成で、保育所は、0歳児いちご組2人、1歳児ひよこ組17人、2歳児ぱんだ組20人のクラス編成で、合計101人です。

保育所の子どもたちは、新入所児が多いこともあり朝は大変ですが、一緒におもちゃで遊んだりしながら少しずつ落ち着いて生活ができてきています。

幼稚園の子どもたちも、新しい環境に戸惑いや緊張もありましたが、1カ月が過ぎ少しずつ園の生活に慣れてきて、自分で好きな遊びを見つけて遊ぶようになってきました。

これからも子どもたちが安心して過ごせる環境を大切に、一人一人がより良い育ちができるように援助していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。



春の合同親子遠足! 「親子での楽しい触れ合い!!」

5月9日(金)にモネの庭へ幼稚園・保育所合同で親子遠足に行ってきました!子どもたちはアスレチックで元気よく遊び、保護者の方は子どもたちの動きに少し圧倒されぎみの場面もありましたが、新緑の中子どもたち同士のかかわりや、保護者の方同士の交流などができ、有意義な一日となったことでしょう。保護者・ご家族の方には、お忙しい中たくさんの方が参加をしていただきました!

英語で遊ぼう! 「ジェシー先生との楽しい英語遊び!」

奈半利幼稚園では、年中ひまわり組・年長さくら組が隔週水曜日に、国際交流員のジェシー先生の指導で英語に親しむ時間をもっています。簡単な自己紹介をしたり、色や動物を英語で言ってみたりして楽しんでいます。

音楽に合わせて動いたり、ゲームなどもしたりしています。給食も一緒に食べて子どもたちは水曜日がかかるのを楽しみにしています。



奈半利中学校職場体験! 「お兄ちゃん・お姉ちゃんが来てくれて嬉しいな!」

4月23日(水)から25日(金)まで奈半利中学校による職場体験がありました。子どもたちは、中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃんが来るということで大喜び!!一緒にままごとをしたり追いかげごっこをしたりと楽しそうでした!



国際交流員

ジェシー・デカートレイ



ゴールデンウィークが終わり、普段通りに奈半利町教育委員会に戻ると「あと2カ月ちょっとかー!」というふうに奈半利町国際交流員としての勤務期間をますます短く感じています。次号で記事を書くのが最後になりますので、文章の内容が少し長く、真剣になりがちだろうと思います。そのため、今号は少し軽いテーマにしたいと思います。今回のテーマは「どれだけ日本に住んでいても、これはちょっと慣れない」という課題にさせていただきます!

お風呂は朝ではなく、夜?!

母国のオーストラリアでは、毎朝シャワーを浴びるのが一般的です。もちろん、夜にもシャワーを浴びることもありますが、「今日は本当に疲れた?」とか「仕事の帰りにジムに寄った?」などの特別な理由があって、シャワーを浴びただろうと思われるかもしれません。私が日本人に「夜は体を洗わない」という事実を言う度に、すごくびっくりした顔をして、「汚いまま、ベッドに入って眠れるの?布団がかawaiiそう!」などの反応が多いです。実際にはそうかもしれませんが、やはり個人的に言えば毎朝シャワーを浴びないと、気分をさっぱりさせずに少しイライラした機嫌で仕事に行ってしまう気がしますので、多くのオーストラリア人も私も「朝派」です。これに対して、日本で夜に体を洗ってから眠って、朝に起きたら顔だけを洗って通勤するのが一番効果的だと思うけれど、なかなか自分には合っていません(笑)。そして、もう一つの理由はオーストラリアにおける水不足の問題です。21世紀の始まりから10年ほど干ばつが続いてきたオーストラリアでは、大切な水の使用方法が厳しく、「シャワーは3分間まで!お風呂はなし!」というような政府報告がよくありました。そのため、朝と夜両方、シャワーを浴びたいという声もありましたが、国民の意識で、「一日1回だけなら朝がいい」という教育が強くされたため、結局どちらかと言えば、「体を洗ってから寝る」より、「体を洗ってから仕事に行く」方がマシという意識が高まったと思います。

お酒は販売機で買えるもの?!

高知の人はお酒が好きというイメージは日本でもよく耳にします。町を歩いていたらよく視界に入るのが酒類の自動販売機です。これは高知ではごく普通にある目立ちもしない、単なる販売機的一种だと見られていると思いますが、オーストラリア人の私から見ると、とても珍しいものだと思います。なぜなら、オーストラリアではお酒が売られている販売機どころかコンビニもなく、酒店でしか買えない、厳しい法律が存在しています。しかも、酒店の店員は、買い手がお酒に酔っているか酔っていないかによって、購入を認めるか認めないかを判断します。なので、仮にオーストラリアでは酒類自動販売機ができたとしたら、大変なことになると思います。未成年があちらこちらから集まってきて、お酒を買って飲んでしまうような嫌な予感がします!しかし、高知だと、そういった状況を全く見かけないので、安心しました。やはり酒類販売に対する制限を緩和すると、飲酒の魅力がなくなり、未成年が飲むことから感じる反抗的な気持ちも消えていくのではないかと思います。

平成26年度慰霊巡拝の参加募集について

平成26年度慰霊巡拝の参加者を募集しています。

政府は昭和28年から戦没者遺骨の収集に努力を重ねてきたところですが、本事業の特殊性からすべての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であることから、遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者を対象として、慰霊巡拝を行うこととする。

<実施地域>

- ①アムール州 ②ハバロフスク地方 ③沿海地方 ④カザフスタン共和国
- ⑤中国北東地方 ⑥硫黄島(第1次) ⑦東部ニューギニア(1班)(2班)
- ⑧硫黄島(第2次) ⑨インド ⑩マリアナ諸島 ⑪トラック諸島
- ⑫フィリピン(1班)(2班)(3班) ⑬硫黄島(第3次) ⑭マーシャル諸島(1班)(2班)



お問い合わせ先

詳細については奈半利町住民福祉課 慰霊巡拝担当まで。



短歌

土手の上春訪ればいたどりの
二本並びて蝶舞いくる
白波のよせくる渚眺めれば
景色は変り波の音まで

手嶋和子
島村 昭

つゆ草

あの頃はみな若かりしさくら咲く
ぼんぼりの 百燈に浮く 桜かな
巣立ちまで 無休の店や 軒つばめ
高压線 点検ヘリヤ 山若葉
ルリの海 白波かえし 燕来る
満開の 花により添ふ 車椅子

セツ子
いさみ
いくよ
つね子
とし子
さち子

那波の会

なつかしき袂紗と懐紙茶の心
水道のホースでつくる虹の橋
虹たてば雨長引くと祖母が言い
政治家の笑顔どこかに無理がある
死を意識してから生きる濃い余生
空気汚染しばらく虹を見ていない
生きて来た年輪顔に刻みつけ
鮎釣りの不満言いつつ今朝も四時
姥捨て追いやる後期医療制
人間がいびつな虹になつてしまう

きょうこ
昭
利房
美恵
美与
玲
美智子
純子
故・集
故・酔客

おぼろびづ

☆おぼろびづ(おぼろ)おぼろ

お悔やみ

★謹んでお悔やみ申し上げます

氏名	生年月日	性別	父	母	地区名
川口 桜那	H 26.3.3	女	萩樹	香奈子	三区
久保 陽彩	H 26.3.18	女	一成	夢実	横町
手嶋 ことろ	H 26.4.3	女	和人	恵	生木
山下 澄和	H 26.4.7	女	俊徳	瑞絵	生木
竹崎 華乃	H 26.4.18	女	亮介	沙也加	平松
川村 春斗	H 26.4.22	男	信人	麻穂	法恩寺
松本 爽甫	H 26.5.16	男	崇人	明美	樋ノ口
原田 次郎	H 26.3.12	男			車瀬
手嶋 通雄	H 26.3.20	男			中里
木下 皆子	H 26.3.20	女			港町
竹崎 和子	H 26.3.20	女			横町
山本 勝	H 26.3.28	男			上長田
小谷 貞女	H 26.4.21	女			愛光園
小松 五郎	H 26.5.5	男			愛光園
野川 兼美	H 26.5.7	女			花田
中野 清一	H 26.5.10	男			六本松
川崎 忠夫	H 26.5.11	男			四区
坂井 八千代	H 26.5.12	女			二区
上総 勝秀	H 26.5.12	男			愛光園
黒岩 ツギ子	H 26.5.18	女			四区

こんにちは

ヘルスマイトです

より良い食生活を送れるように、日頃の生活をふりかえり、見直してみませんか!!



あなたの健康度のチェック

代謝は年齢とともに低下し、体に脂肪が蓄積されやすくなります。メタボリックシンドロームは偏った食習慣や飲酒、運動不足などが原因となります。生活習慣病予備軍にならないよう、太り過ぎに注意しましょう。

あなたの生活習慣と食生活を診断

あなたの生活習慣と食生活において当てはまる項目に☑をしてください。

☑生活習慣病チェック

- 毎日たっぷり睡眠をとっている
- 早寝、早起きを心がけている
- 趣味を楽しむ時間がある
- ストレスを感じることはない
- たばこは吸わない
- 毎日お酒を飲む習慣はない
- 家事や仕事でよく体を動かす
- 乗り物を利用することより、歩いていくことが好き
- 自分は太りすぎていると思う
- 日に何度かは、家族や友人と笑いあう

☑食生活チェック

- 朝・昼・晩の食事時間は毎日ほぼ同じ
- 朝食は必ず食べる
- 間食や夜食はあまり食べない
- ファーストフードやインスタント食品はあまり好きではない
- 食事はゆっくりよく噛んで食べている
- 腹八分目を心がけている
- 肉料理や脂っこい料理はあまり好きではない
- 味付けは薄味が好き
- 緑黄色や果物、海藻をよく食べる
- ほとんど毎日、牛乳や乳製品をとっている

判定

☑15個以上

健康的な生活です。これからも続けてください。

☑10個以上

健康状態が少し心配です。生活習慣を見直しましょう。

☑9個以下

生活習慣病を招きかねません。すぐに生活習慣の改善を。

日本食生活協会 TUNAGUテキストより抜粋

簡単料理紹介

主食 レタス&トマトチャーハン 山椒風味

レタスの食感を活かした、野菜たっぷりのチャーハンです!

★減塩のポイント★

山椒の風味とトマトの酸味で味に変化をつけて塩分をコントロール

材料 (4人分)

ご飯	600g
えび	200g
こしょう	少々
玉ねぎ	1/4個(50g)
トマト	2個(200g)
レタス	4枚(80g)
A サラダ油	大さじ1
ごま油	大さじ1/2
B 塩	小さじ1/2
しょうゆ	小さじ1
粉山椒	少々

作り方

①えびは殻と背わたをとり小口切りに、玉ねぎは小さめの角切りする。トマトはヘタ、種を取って1.5cmの角切り、レタスは2cmの角切りにする。

②フライパンにAを熱し、玉ねぎ、こしょうをふったえびを炒め、火が通ったら、ご飯を加え炒め、トマト、レタスを入れ炒め合わせる。Bで味を調え、仕上げに粉山椒を加える。

1人分栄養量 エネルギー:346kcal 食塩相当量:1.1g

Vol.20 中学校 だより



4/22 TUE → 4/25 FRI

2年生 沖縄修学旅行



4月22日(火)から25日(金)の3泊4日、沖縄へ修学旅行に行ってきました。事前学習をしっかり積んだ後、平和学習・マリントピック体験・世界遺産見学など、様々なことを体験し、学ぶことができました。



3年生 職場体験学習

4月23日(水)から25日(金)まで、職場体験学習をしました。事前学習や打ち合わせをした上で、3日間の貴重な「働く」体験をしました。お世話になった各職場の方々、本当にありがとうございました。

4/23 WED → 4/25 FRI



町民会館図書室だより2014

平成26年5月から、奈半利町の本のお世話をさせていただくことになりました、松岡典代(みちよ)です。

平成22年度に、子どもの読書活動支援員をさせていただき、奈半利小学校での読み聞かせ隊を発足することができました。各学校の図書室でイベントをしたりして、とても素敵な思い出があります。町民会館図書室が整備される前のことでした。

今年度、このきれいになった図書室でお仕事をさせていただけることになり、本当にうれしいです。これから、子どもたちだけではなく、地域の皆さんとも交流していける図書室を目指して頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

返しそびれている本などある方は、ぜひ顔を見がてらいらしてください！お待ちしております！！



OPEN 9:00~17:00

月曜日と木曜日は12:00~13:00も開けますので、お仕事をされているみなさん！お昼休みにご利用ください！

火・水・金・土・日・祝はお昼の1時間が閉まっていますのでご注意ください。返却のみなら可能です！